

県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）

の だ ち く
野 田 地 区

計 画 概 要 書

佐 賀 県

目 次

第1 目的	 1
第2 地域の所在及び現況	 1
第3 基本計画	 1
第4 工事又は管理の要領	 2
第5 換地計画の要領	 2
第6 費用の概算	 3
第7 効用	 3
第8 他の事業との関係	 4
第9 位置図及び一般計画平面図	 4

第1 目的

本地区は佐賀県唐津市浜玉町東山田の中山間地に位置し、露地ミカン産地として、昭和53年から平成6年にかけて県営畑地帯総合整備事業浜崎地区(以下、県営畑総事業という。)により畑かん施設が整備されていたが、中山間地域の園地は未整備で、担い手への農地集積が進めにくい状況となっている。

また、営農者の高齢化や後継者不足等による農家の減少、農地の荒廃化、平地における優良農地の宅地化など地域の農業情勢が大きく変化している。

このため、本地区では中山間地域の未整備園地を対象として、農地中間管理機構を介して大区画化と団地化を図ることで営農の効率化と周辺地域を含めた担い手への農地の集積・集約を推進し、稼ぐ農業の実現を図る。

第2 地域の所在及び現況

1 地域の所在 唐津市浜玉町東山田

2 地 積

現況地目 市町名	田 (ha)	畑 (ha)	その他 (ha)	道路・水路 (ha)	計 (ha)	備考
唐津市	—	5.55	0.72	0.40	6.67	
計	—	5.55	0.72	0.40	6.67	

3 現 況

本地区は佐賀県の北西部の唐津市浜玉町の中山間地に位置し、付近を西九州自動車道が通り、福岡県と県境を接する地域である。農業では生産量日本一のハウスみかんやアスパラガスなどの園芸作物の生産が盛んな地域であり、昭和50年代から平成初期にかけて樹園地への用水を配水するための畑地かんがい施設(パイプライン)が整備され、施設園芸が推進されてきた地域である。

しかし、農業従事者の高齢化による担い手不足などにより耕作放棄地が増加し、樹園地は未整備地が多く、平成初期の92.8haから現在32.7haまで減少している。施設園芸を主とする営農意欲の高い担い手への農地集約を進める必要があるが、営農に適した平地に位置する農地は宅地開発される傾向にあり、担い手にまとまった優良農地が集約しにくい状況にある。

第3 基本計画

(一般計画)

狭小・不整形な農地の区画を拡大・整備し、傾斜を樹園地(平坦地)の範囲である5%以下とすることで農作業の効率化を図る。営農は、ハウス中晩柑やアスパラガスなどの高収益作物の施設園芸、高品質な露地ミカンを生産できる根域制限栽培を導入し収益性の向上を図るとともに、担い手に集積・集約することで持続的な営農環境を確保する。

(環境配慮)

本地区は、唐津市田園環境マスタープランにおいて、環境配慮区域に位置することから、周辺環境や生態系保全に配慮した整備計画とする。

なお、希少植物や保全対象生物が確認された場合は、速やかに関係機関との協議を行い、移植・保護に努めることとする。

第4 工事又は管理の要領

1 工事の要領

受益面積 A=5.5ha

- (1)ほ場計画 畑 5.5ha
標準区画 40m×95m
- (2)道路計画 L=1.1km
支線道路(幅員5.0m) L=0.5km(アスファルト舗装) 原工区
支線道路(幅員4.0m) L=0.4km(アスファルト舗装) 野田工区
耕作道路(幅員3.0m) L=0.2km(コンクリート舗装)
- (3)用水計画 本事業 井戸1基
水源 県営畑総事業(浜崎地区) 七股溜池、西の迫ため池、長石ため池
パイプライン L=1.2km…圃場への配水
- (4)排水計画 排水路 L=1.6km(U字溝、三面水路)

2 管理の要領

今回の整備に伴い造成された施設の管理区分は以下のとおりとする。

(1)唐津市が管理を行う施設

- ①支線道路(幅員5.0m) L=0.5km(アスファルト舗装)、支線道路(幅員4.0m) L=0.4km(アスファルト舗装)
耕作道路(幅員3.0m) L=0.2km(コンクリート舗装)
- ②排水路 L=1.6km(U字溝)

(2)浜玉畑総土地改良区が管理を行う施設

- ①パイプライン 1.2km
- ②井戸 1基

第5 換地計画の要領

1 換地計画樹立の必要性

区画整理の施行により区画の変更を行うため、地区全体の換地計画を立てる必要がある。

2 換地計画樹立の基本方針

(1)従前の土地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改進黨業計画決定の日の登記簿地積とする。ただし、上記の日から6ヶ月以内に測量士、測量士補または土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申出があった場合には、その申出のあった地積とする。

(2)農用地集団化の方法

換地区	区分	地帯別、 グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
			位置選択	一戸当たり目標団地数	区画畦畔の取扱い
野田工区 原工区		作物別 集団化	各人の従前の土地が最も密集した位置を中心として概ねその付近に換地する。 換地の選定は、農地中間管理権の集積を考慮しながら、担い手への集団化を図る上で、最も適当な位置を選定する。	概ね1団地を目標とする	-

(3)非農用地の換地方針

該当なし。

(4)評価の方法

増減点方法による。

(5)清算の方法

比例地積清算による。

3 土地改良法第87条の3第7項(第5条第6項準用)に規定する国有地等の編入承認に係る地積 (単位:ha)

用途	区分	機能交換に係る土地				一般国有地	合計	備 考
		国有地	県有地	市有地他	計			
道路				0.26	0.26		0.26	
水路				0.08	0.08		0.08	
河川								
その他								
計				0.34	0.34		0.34	

4 換地処分の時期的に関する特則

区画変更工事が完了し、確定測量が行われたときは、土地改良法第54条第2項及び同法第89条の2第10項1の本文の規定にかかわらず、換地処分を行うことができるものとする。

第6 費用の概算

総事業費 435,300 千円(事業費＋事務的経費費)

(内訳)

事業費 414,800 千円

事務的経費 20,500 千円

第7 効 用

1. 年総効果額 (単位:千円)

項 目	年総効果額	年増加農業所得額
①作物生産効果	11,877	15,295
②品質向上効果	13,241	13,241
③営農経費節減効果	1,604	1,604
④維持管理費節減効果	△ 524	△ 278
⑤営農に係る走行経費節減効果	1,653	1,653
⑥国産農作物安定供給効果	2,479	-
合 計	30,330	31,515

(参考)

・費用対効果= 総便益 537,470千円÷総費用 415,357千円 = 1.29

総便益は、事業期間(6年間)＋評価期間(40年間)で発生する事業による効果額の合計

総費用は、本事業費とこれに関連した施設の整備費で評価期間(40年間)の施設更新費を含む

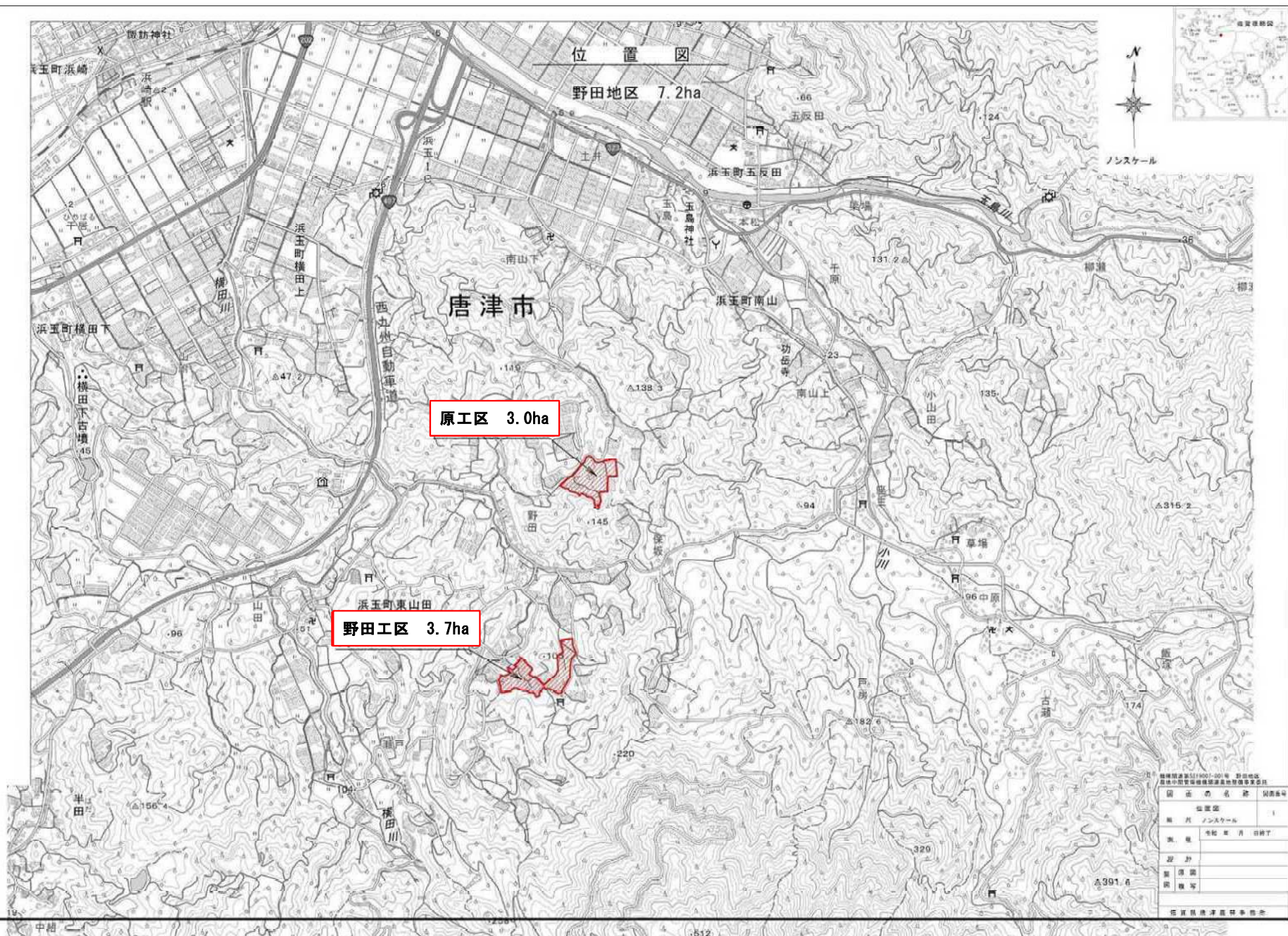
第8 他の事業との関係

なし

第9 位置図及び一般計画平面図

別添位置図

別添一般計画平面図



野田工区 計画平面図

S=1:1000

2路線

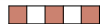
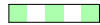
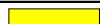
1路線

20018
市道 野田線

20190
市道 橋手通り線

沈砂池

沈砂池

	現況道路
	現況水路
	現況用水路
	現況河川
	畑 (テラス)
	樹園地 (15~20°)
	支線道路
	耕作道路
	支線・小排水路
	切土 土羽
	盛土 土羽

図場番号
面積 (m ²)
標高 (m)

福岡県道第5219007-001号 野田地区 農地中間管理機構農地整備事業委託		
図 面 の 名 称		図面番号
野田工区 計画平面図		1- $\frac{1}{2}$
縮 尺 1 : 1000		
測 量	令和 年 月 日終了	
設 計		
製 図	原 図	
	複 写	
佐賀県唐津農林事務所		

原工区 計画平面図

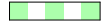
S=1:1000

《世界測地系》

20279 市道 名丸～野田線

20304 市道 真手野～豊浦坂線

着色凡例

	現況道路
	現況水路
	現況用水路
	現況河川
	畑（テラス）
	樹園地（15～20°）
	支線道路
	耕作道路
	支線・小排水路
	切土 土羽
	盛土 土羽

図地番号
面積(m²)
標高(m)

沈砂池

1号耕作道路

1-1
1690m²

1-4
1630m²

1-5
2480m²

1-6
2000m²

1-7
1450m²

2-1
3070m²

1-8
640m²

2-2
2430m²

1-3
2160m²

機関部第5219007-001号 野田地区
農地中間管理機構農地整備事業委託

図 面 の 名 称		図面番号
原工区 計画平面図		3 $\frac{1}{16}$
縮 尺 1 : 1000		
測 量	令和 年 月 日終了	
設 計		
製 図	原 図	
	複 写	
佐賀県唐津農林事務所		

地 域 を 記 載 し た 書 面

(様式-2)

No.1

区分	地目	唐津市										小計	
		東山田											
		字 前田		字 中河内		字 桑原		字 野田		字 原			
		筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
民有地	田												
	畑	筆 3	ha 0.41	筆 11	ha 0.99	筆 8	ha 0.96	筆 8	ha 0.92	筆 18	ha 0.73	筆 48	ha 4.01
	樹園地												
	原野			筆 1	ha 0.003			筆 3	ha 0.20	筆 4	ha 0.29	筆 8	ha 0.493
	雑種地	筆 1	ha 0.004	筆 2	ha 0.01			筆 1	ha 0.002			筆 4	ha 0.016
	用悪水路					筆 4	ha 0.04					筆 4	ha 0.04
	小計	筆 4	ha 0.414	筆 14	ha 1.003	筆 12	ha 1.00	筆 12	ha 1.122	筆 22	ha 1.02	筆 64	ha 4.56
公共用地	道路	筆	ha	筆 2	ha 0.017			4	ha 0.09	筆 3	ha 0.15	9	ha 0.257
	水路	筆 2	ha 0.018	筆 1	ha 0.023	筆	ha	2	ha 0.02	筆 2	ha 0.02	7	ha 0.081
	小計	筆 2	ha 0.018	筆 3	ha 0.04	筆	ha	6	ha 0.11	筆 5	ha 0.17	16	ha 0.34
合計		筆 6	ha 0.432	筆 17	ha 1.043	筆 12	ha 1.00	筆 18	ha 1.23	筆 27	ha 1.19	筆 80	ha 4.90

地 域 を 記 載 し た 書 面

(様式-2)

No. 2

区分	地目	唐津市								小計		合計	
		東山田											
		字 深迫											
		筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積
民有地	田											筆	ha
	畑	筆 19	ha 1.54							19	1.54	筆 67	ha 5.55
	樹園地												
	原野	7	0.17							筆 7	ha 0.17	筆 15	ha 0.66
	雑種地	2	0.004							筆 2	ha 0.004	筆 6	ha 0.02
	山林	1	0.04							筆 1	ha 0.04	筆 1	ha 0.04
	道路	筆 2	ha 0.02							筆 2	ha 0.02	筆 2	ha 0.02
	用悪水路									筆	ha	筆 4	ha 0.04
	小計	筆 31	ha 1.77							31	1.77	筆 95	ha 6.33
公共用地	道路	筆 1	ha 0.002							筆 1	ha 0.002	筆 10	ha 0.26
	水路											筆 7	ha 0.08
	小計	筆 1	ha 0.002							筆 1	ha 0.002	筆 17	ha 0.34
合計		筆 32	ha 1.77							筆 32	ha 1.77	筆 112	ha 6.67

(様式3)

県営土地改良事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)野田地区によって造成された施設の予定管理方法等

1. 管理者

唐津市(支線道路、耕作道路、排水路)

浜玉畑総土地改良区(パイプライン、井戸)

2. 管理すべき施設の種類

工種	管理すべき施設	数量
道路工	支線道路 W=5.0m アスファルト舗装	L=0.5km 原工区
	支線道路 W=4.0m アスファルト舗装	L=0.4km 野田工区
	耕作道路 W=3.0m コンクリート舗装	L=0.2km
用水路工	パイプライン 塩ビ管VP φ100～200mm	L=1.2km
	井戸	一基
排水路工	排水路 U字溝(300～600)	L=1.6km

3. 施設に関する基本的事項

用水は、ため池や本事業で整備した井戸を水源とし、パイプラインにより各ほ場へ送水する。排水は整備区域内の排水路で受け、土砂流亡の対策として土砂溜で沈砂したのち下流の水路等へ放流する。

4. 管理に要する費用の概算及びその負担方法

財産管理に要する費用については、1. で示した管理者が行うが、日常的な機能管理(伐採、溝さらい等)については道路及び水路を利用する受益者が行う。日常的な維持管理費は年間524千円かかるが、その費用については受益者が負担するか又は賦役により行う。

5. その他管理方法に関する基本的事項

特に記載する事項はない。

(様式4)

県営土地改良事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)野田地区における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1. 総事業費の予定額

工事費	414,800	千円
工事雑費	8,200	千円
事務費	12,300	千円
計	435,300	千円

付記

(1) 令和6年度積算による。

2. 事業費の負担区分の予定

	総事業費	国庫	県費	分担金		備考
				市町村	受益者	
工 事 費	100% 414,800 千円	62.5% 259,250 千円	27.5% 114,070 千円	10.0% 41,480 千円	- 千円	
工事雑費	100% 8,200 千円	- 千円	100% 8,200 千円	- 千円	- 千円	
事 務 費	100% 12,300 千円	- 千円	100% 12,300 千円	- 千円	- 千円	
計	435,300 千円	259,250 千円	134,570 千円	41,480 千円	- 千円	

付記

(1) 総事業費は物価の変動により、多少の増減はあるものとする。

3. 地元負担の予定基準

地元負担なし

4. 特別徴収金について

法第87条の3第1項の規定により行う当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する第87条第5項の規定により当該事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、当該事業に要する費用のうち国の補助金の額及び県の負担額の合計額を当該事業の事業施行地域内農用地の面積に割り振って得られる額の範囲内で特別徴収金を徴収する。